

ブルネイにおける政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度

ナガトアンドパートナーズ

岡田貴子
(弁理士・パートナー)



特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）の業務の全てを承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。2006年から2007年にかけて、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

■概要

ブルネイにおける政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度について紹介する。

■詳細および留意点

ブルネイ知的財産庁（BruIPO）が提供する知的財産に関する支援制度を以下に紹介する。

1. 商標検索施設「Trade Mark Search Kiosk」

「Trade Mark Search Kiosk」とは、一般人に対するサービス向上の一環としてブルネイ知的財産庁（BruIPO）が、ブルネイの首都バンドル・スリ・ブガワンの Anggerek Desa 地区所在の Business Support Centre 内に設置した商標検索が可能な施設である。この施設において、世界知的所有権機関（WIPO）の提供する Global Brand Database および ASEAN TMView といった国際的な商標データベースを使った商標検索を、一般人が無料で行うことができる。

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書への加入のタイミング（発効は2017年1月6日）にあわせて、2016年10月16日に「Trade Mark Search Kiosk」の設置が公式発表されている。

2. Business Support Centre における知財活動支援サービス

Business Support Centre は、17 の官庁が提供する様々なビジネス関連のサービスを一括して取り扱っている機関であり、ブルネイ国内に3か所存在する。

17 の官庁の一つとしてブルネイ知的財産庁（BruIPO）は、Business Support Centre において、以下の知財活動支援サービスを提供している。

- ①特許、商標、意匠の出願受理および処理
- ②知財関連の相談業務
- ③登録簿の検索業務

また、ブルネイには国の内外の投資を促進することを目的とした投資奨励制度があり、その中には、知的財産に関連の深いと考えられる研究開発等に関連する情報も含まれており、以下に紹介する。

3. 投資奨励制度

ブルネイにおける投資優遇政策は、2001 年投資優遇措置令によるものであり、以下の(1)～(4)のような産業や企業を対象とする優遇措置がある。

(1)パイオニア産業

大臣が公益にかなうと認め、当該産業がブルネイの経済的ニーズにかなう規模で推進されておらず、パイオニア産業になる有望な前途がある場合およびその産業の特定の製品がパイオニア製品になる見込みがある場合、パイオニア産業として認められる（2001 年投資優遇措置令 4.(1)）。

ブルネイ政府に申請し、パイオニア産業証明書を交付された会社は、パイオニア産業投資優遇制度を活用することができる。

パイオニア産業に対する優遇内容は、法人税の免除（2001 年投資優遇措置令 14）、機械・機器等の輸入税が免除（2001 年投資優遇措置令 109）、ブルネイで入手できない原材料の輸入税が免除（2001 年投資優遇措置令 112）、損失および引当金の繰越（2001 年投資優遇措置令 16）などである。

免税期間については、固定資本支出額に応じて5年もしくは8年（最長11年まで延長可）であり、ハイテクパークに立地すると11年間（最長20年まで延長可）である（2001年投資優遇措置令6および7）。

(2)パイオニア・サービス企業

大臣が公益にかなうと認め、資格要件の活動（研究開発を含むエンジニアリング・サービス、コンピュータ関連サービスや工業デザインの開発・創作などを含む）に従事している企業は、パイオニア・サービス企業として認められる（2001年投資優遇措置令17および18）。

パイオニア・サービス企業に対する優遇内容は、法人税の免除および損失・引当金の繰越（2001年投資優遇措置令20）などである。

免税期間は事業開始日から8年間であり、最大11年まで延長可能である（2001年投資優遇措置令19）。

(3)ポスト・パイオニア企業

ポスト・パイオニア企業とは、1975年5月1日以降のパイオニア企業、パイオニア事業を行う企業またはパイオニア・サービス企業、若しくは輸出指向型企业で、免税期間終了直前まで輸出指向型企业としてパイオニア事業を行っていた企業である（2001年投資優遇措置令22(1)）。

ポスト・パイオニア企業に対する優遇制度の内容は、法人税の減税（ただし、10%未満になることはない）（2001年投資優遇措置令22(5)）、損失の控除（2001年投資優遇措置令25）および資本的支出控除と損失の調整（2001年投資優遇措置令29）である。

免税期間は、事業開始日より6年間で最長11年まで延長が可能である（2001年投資優遇措置令23）。

(4)新技術導入企業

商品や加工処理（product, process service）に用いる新技術の導入を希望するブルネイで法人格を取得した企業であって、その技術導入によりブルネイの経済や

技術開発が促進、発展すると大臣が認めた場合、その企業は、新技術導入企業として認められる（2001年投資優遇措置令99）。

新技術導入企業に対する優遇内容は、持ち株会社の税控除などである（2001年投資優遇措置令100）。

次に、ブルネイには上記投資奨励制度に加えて、知的財産に関連の深いと考えられる研究開発等に対する助成制度も存在するため、以下に紹介する。

4. 研究開発に対する助成制度

(1)ブルネイ・リサーチ・インセンティブ・スキーム（BRISc）

ブルネイ・リサーチ・インセンティブ・スキーム（BRISc）は、ブルネイ経済開発委員会（BEDB）が提供している助成制度であり、民間セクターでの研究開発における財政支援ニーズに対応するものである。

助成の対象は、地元および外国企業であり、ブルネイ政府は研究開発活動に係る費用の5割～8割を費用負担する。助成金の最大額は、申請1件あたり500万ブルネイ・ドル（約3.5億円（1BND=70円で換算））である。

助成金を申請した企業には、研究開発活動を、高等教育機関ないし政府機関と協力して行うことが推奨されている。

■注記

なお、今回取り上げた各種優遇・支援制度は、制度や法規範文書が変更される可能性もあるので、具体的に検討する場合には専門家や所轄官庁に最新の内容を確認する必要があることに留意されたい。

■ソース

1. businessBNの記事「11.10.16 BruIPO launches trademark search kiosk」

businessBN（<http://www.business.gov.bn>）は、ブルネイにおけるビジネス関連のサービスや制度改正等に関する情報提供を行うブルネイ政府運営のウェブ

サイトであり、このサイトにおいて「trademark search kiosk」に関する記事が掲載されている。

<http://business.gov.bn/Lists/News/DispItem.aspx?ID=572>

2. Business Support Centre に関するサイト

Business Support Centre では、17 の官庁が提供する様々なビジネス関連のサービスを一括して取り扱っている機関である。

http://business.gov.bn/SitePages/Business%20Support%20Centre_new.aspx

DARe (Darussalam Enterprise) (<http://www.dare.gov.bn>) は、ブルネイ政府による中小企業支援組織であり、そのサイトにおいて、3 か所の Business Support Centre の所在地、運営時間等の情報が掲載されている。

<http://www.dare.gov.bn/SitePages/Business-Support-Centre.aspx>

3. 2001 年投資優遇措置令

<http://agc.gov.bn/AGC%20Images/LOB/Order/IL/I/Investment%20Incentives%20Order,%202001.pdf#search=INVESTMENT%20INCENTIVES%20ORDER%2C%202001>

4. ブルネイ一次資源観光省 (The Ministry of Primary Resources and Tourism, MPRT)、パイオニア産業証明書

<http://www.mpirt.gov.bn/SitePages/Pioneer%20Industries.aspx>

5. 在ブルネイ日本大使館 投資制度

https://www.bn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/toushi.html

6. 日本アセアンセンター ブルネイの投資ガイド

https://www.asean.or.jp/ja/invest/country_info/brunei/guide/

7. ブルネイ一次資源観光省 (The Ministry of Primary Resources and Tourism, MPRT)、新技術導入投資への優遇措置

<http://tourism.gov.bn/SitePages/Investment%20In%20New%20Technology%20Companies.aspx>

8. ブルネイ・ダルサラーム国における ビジネス機会

[https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2014/02/1.-BED
B.pdf](https://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2014/02/1.-BED
B.pdf)

9. BRUNEI RESEARCH INCENTIVE SCHEME (BRISc)

[http://www.bedb.com.bn/images/pdf/brisc/\[BRISc\]-Application.Guideline-
\(May2013\).pdf](http://www.bedb.com.bn/images/pdf/brisc/[BRISc]-Application.Guideline-
(May2013).pdf)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)